

2025年12月2日  
盛岡市総合福祉センター4F講堂



「令和7年度第1回災害ケースマネジメント研修会」  
～岩泉町・大船渡市の実践報告～

認定特定非営利活動法人フードバンク岩手 副理事長/事務局長

大船渡よりそい・みらいネット 共同代表

(元)一般社団法人 岩泉よりそい・みらいネット 理事

阿部 知幸

## 【自己紹介】

|             |   |
|-------------|---|
| 2011年3月11   | 東日本大震災発災                                      |
| 同年7月        | もりおか復興支援センター 開所(盛岡市事業)生活相談員として                |
| (~2015年10月) | 盛岡市に避難してきた世帯へ全戸訪問(最大約700世帯)4年間で延べ17500件訪問     |
| 2013年7月11日  | 復興庁へ災害支援制度改正の要望書提出                            |
| 2014年10月    | フードバンク岩手 活動開始(2015年1月法人格取得.2022年5月認定NPO法人に認定) |
| 2016年8月30日  | 台風10号災害(岩手県岩泉町)                               |
| 2017年1月     | 岩泉よりそい・みらいネット相談窓口開設(災害ケースマネジメント)              |
| 2020年4月     | 3.11から未来の災害復興制度を提案する会 設立                      |
| 2025年2月26日  | 大船渡市大規模林野火災発災 (3月9日鎮圧・避難解除 / 4月7日鎮火)          |
| 2025年3月22   | 大船渡よりそい・みらいネット設立(窓口開設)                        |
| 2025年5月28日  | 災害対策基本法・災害救助法改正                               |

「認定NPO法人 フードバンク岩手 副理事長/事務局長」

「大船渡よりそい・みらいネット 共同代表」

「3.11から未来の災害復興制度を提案する会 代表」

「一般社団法人 全国フードバンク推進協議会 理事」

「一般社団法人 東北フードバンク連携センター 専務理事」

「一般社団法人 さいわい 理事」

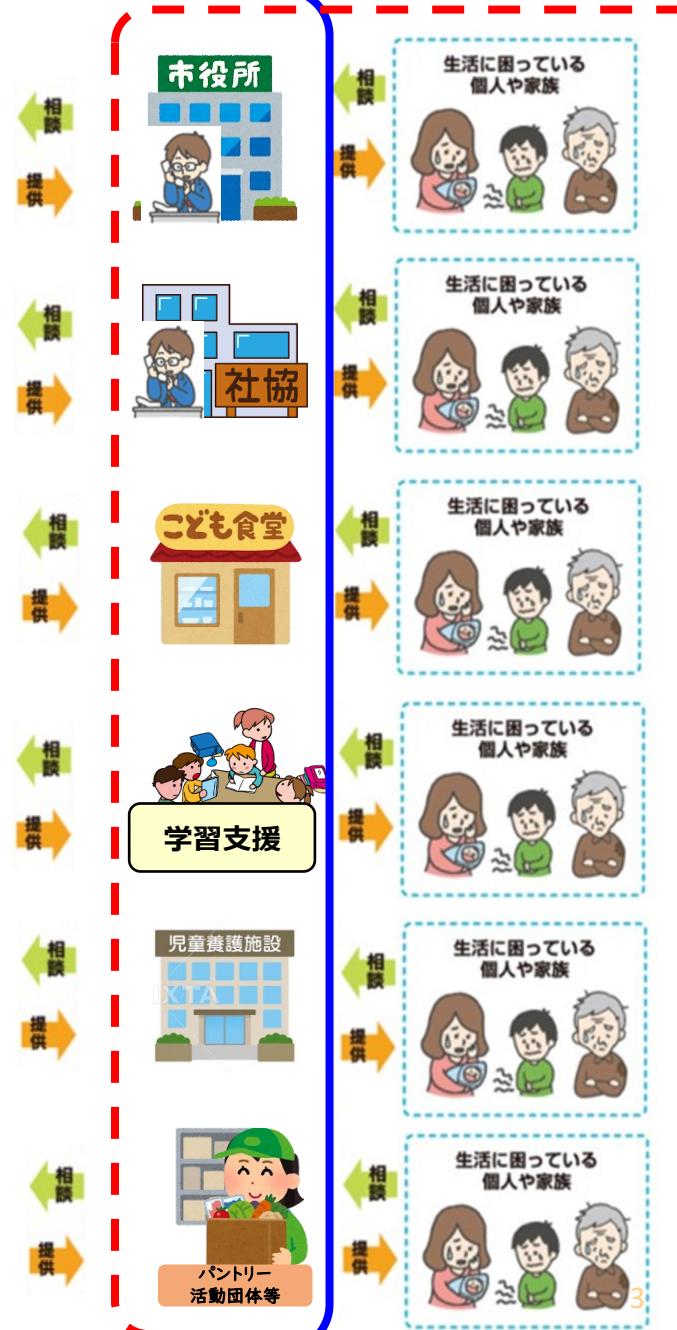
「いわてNPO災害支援ネットワーク(INDS) 理事」

「一人ひとりが大事にされる災害復興法をつくる会 世話人」

## 【 フードバンクとは 】

企業などから集めた食品を管理し福祉施設・団体など

”個人を支援する組織“に届けることをフードバンク活動(青枠)と呼び  
直接個人へ手渡したり送付したりする取り組みは  
パントリー(食料支援)活動(赤枠)と呼ばれています。



# 【 フードバンク能登の個別世帯への基本的な提供方法 】



# 【 盛岡市の食料支援・提供状況 】

| 支援機関・部署        | 世帯数・件数        | 人数           | 重量               |
|----------------|---------------|--------------|------------------|
| 青少年課           | 77世帯          | 245人         | 1125.5kg         |
| 生活福祉課          | 97世帯          | 115人         | 1166.6kg         |
| 危機管理防災課        | 4世帯           | 16人          | 54.8kg           |
| 盛岡市くらしの相談支援室   | 337世帯         | 671人         | 1962.3kg         |
| 盛岡市社会福祉協議会     | 201世帯         | 302人         | 2514.2kg         |
| こども応援プロジェクト    | 831世帯         | 4441人        | 13802.6kg        |
| こども応援定期便       | 605世帯         | 2211人        | 2514.2kg         |
| 困窮者支援NPO等      | 27世帯          | 36人          | 326.7kg          |
| <b>合計</b>      | <b>2179世帯</b> | <b>8037人</b> | <b>23467kg</b>   |
| 施設・学習支援・こども食堂等 | 73件           | -            | 2989.1kg         |
|                |               | <b>合計</b>    | <b>26456.0kg</b> |

こんな想いをするなら、  
あの時死んでいれば良かつた

# 【被災者とは誰なのか？】

- ◆ 住宅が壊れた「半壊以上・(準半壊)」
- ◆ 家族が亡くなった
- ◆ 会社が被災して再開を諦めた(倒産)
- ◆ 農地が被害にあって使用できなくなった
- ◆ 自営業をしていたがお店が被災した
- ◆ 経営していたアパートが全壊流失した
- ◆ 自宅が全壊したが災害時は転勤で他の地域に住んでいた
- ◆ 自宅は無事だったが納屋が全壊し農機具が壊れた

被災者

被災者では  
ない？

(住宅重建だけが  
支援制度となっていて  
生活重建するための  
支援制度がない)

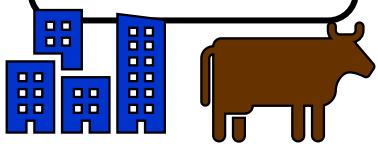
住宅に被害があった人だけが被災者では地域は救われない  
被災地域では罹災証明証(住居の被害)の有無に関係なく  
多くの人々が困っている！

## 【被災地に暮らす人々の多様な悩みごとや困りごと】

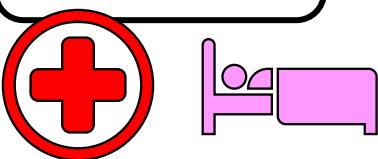
住居



仕事・生業



病気・介護



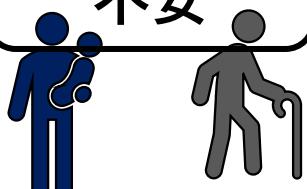
お金・借金



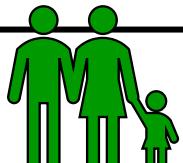
土地



将来への  
不安



家族

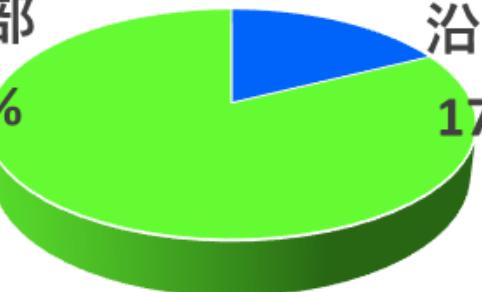


こころ

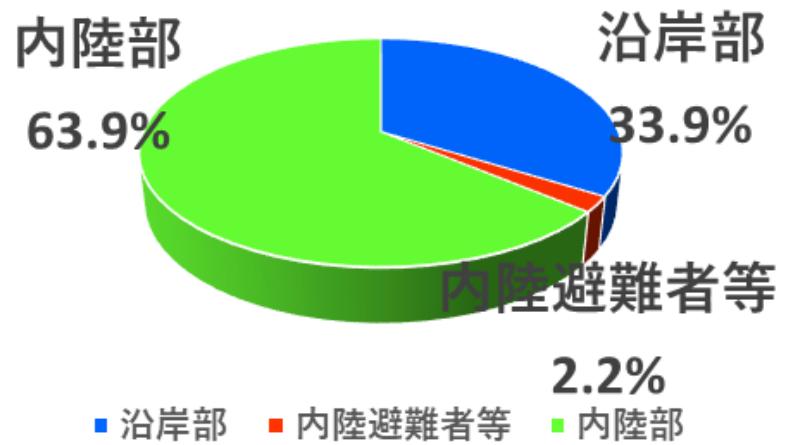


被災者以外でも災害直後から困っている人は多い  
人命救助活動 / 避難所開設 / がれき撤去  
と同時に災害後すぐに一人ひとりに寄りそい  
ケースマネジメントすることが必要

岩手県の人口 1,254,807人



支援件数は人口比率の2倍



■ 沿岸部 ■ 内陸避難者等 ■ 内陸部

内陸部市町村  
人口比率  
82.4%  
(1,054,438人)

沿岸部市町村  
人口比率  
17.6%  
(225,156人)

食料品の提供件数 849件

内陸部市町村  
食品提供比率  
66.1%  
(561件)

沿岸部市町村  
食品提供比率  
33.9%  
(288件)

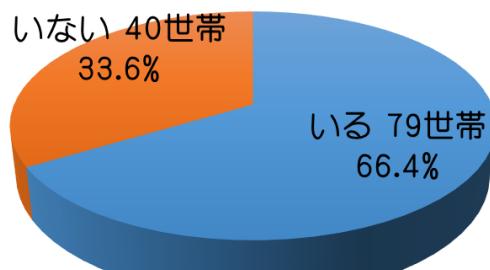
[2017年度]

## 【 生活で困った時に頼み事をできる人、「いる?」・「いない?」】

2012年 9月

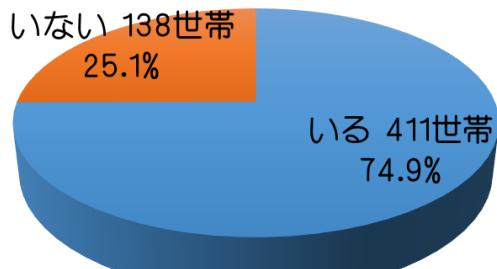


登録全世帯  
聞き取り総数 518 / 700世帯)

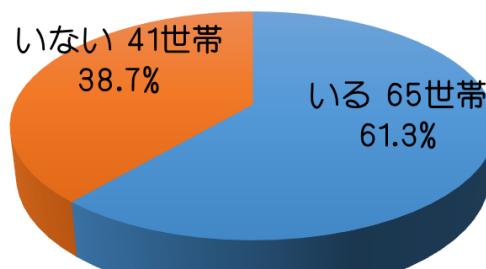


食料支援世帯(経済的貧困世帯)  
聞き取り総数 119 / 136世帯)

2013年 9月



登録全世帯  
聞き取り総数 549 / 649世帯)

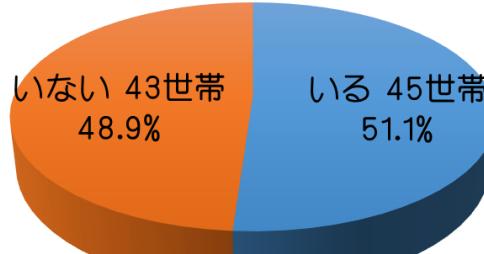


食料支援世帯(経済的貧困世帯)  
聞き取り総数 106 / 116世帯)

2014年 9月



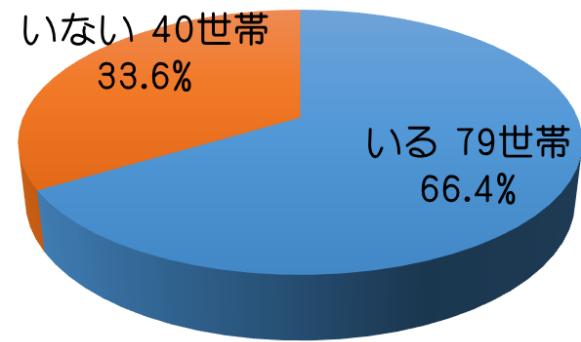
登録全世帯  
聞き取り総数 560 / 659世帯)



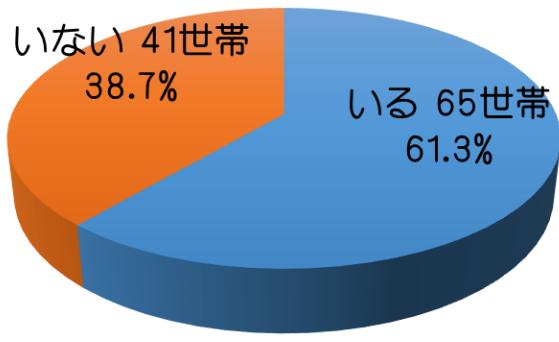
食料支援世帯(経済的貧困世帯)  
聞き取り総数 88 / 88世帯)

# 食料支援世帯(経済的困窮世帯)のみで 頼み事をできる人の有無の比較

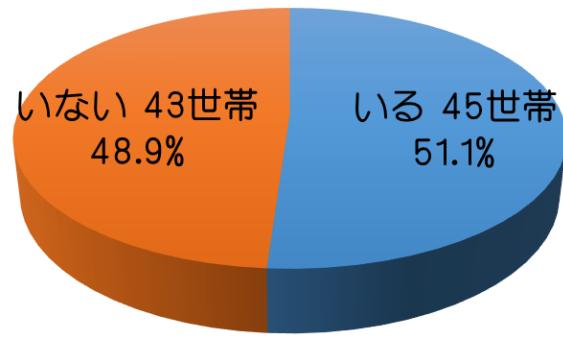
2012年 → 2013年 → 2014年



食料支援世帯(経済的貧困世帯)  
聞き取り総数 119 / 136世帯)



食料支援世帯(経済的貧困世帯)  
聞き取り総数 106 / 116世帯)



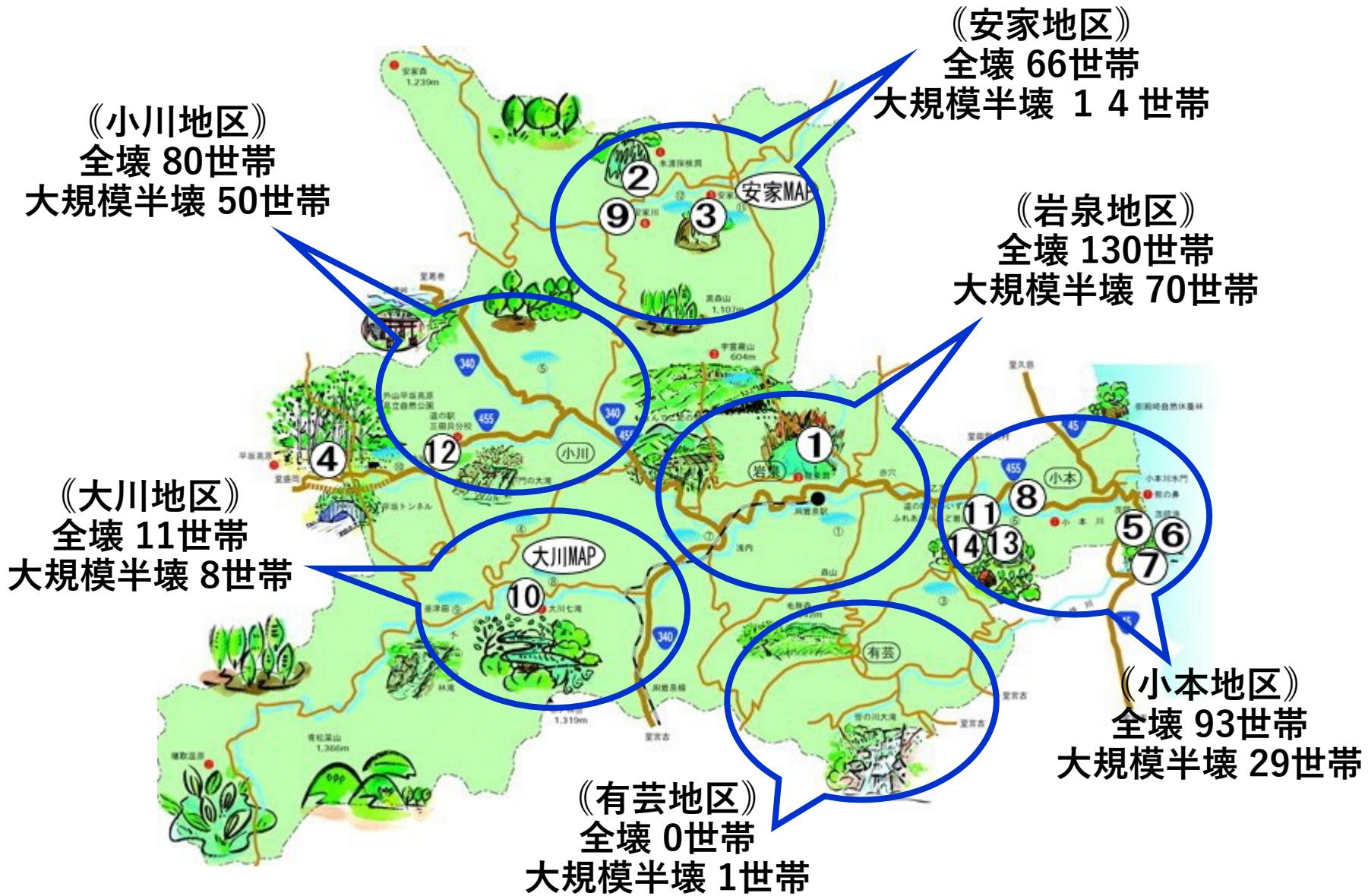
食料支援世帯(経済的貧困世帯)  
聞き取り総数 88 / 88世帯)

700世帯のうち150世帯(約2割)が生活困窮状態であった  
物資を取りに来ている人のうち経済的困窮世帯は1割(15世帯程度)しか  
受取りにくる事ができていなかった。  
(困窮世帯の中でも比較的状況が良い世帯であった)

# 【 岩泉町小川地区 】



# 【 被害は地区ごとに点在している状況 】



# 【建物被害(2016年年4月5日)】(全世帯数約4200)

| 区分      | 被害棟数 |     |       |
|---------|------|-----|-------|
|         | 住家   | 非住家 | 計     |
| 全 壊     | 450  | 534 | 984   |
| 大規模半壊   | 236  | 298 | 534   |
| 半 壊     | 254  | 73  | 327   |
| 半壊に至らない | 41   | 24  | 65    |
| 計       | 981  | 929 | 1,910 |

# 【平成28年台風第10号による被害の状況】

- ◆避難者[最大]指定避難所6カ所、677人(平成28年8月30日、午後6時時点)
  - | 12月26日、仮設住宅完成により避難所閉鎖
- ◆孤立世帯[最大]33地区、428世帯、873人(平成28年9月2日、午後6時時点)
  - | 9月19日孤立解消
- ◆人的被害…死者23人(東京都在住者1人、関連死2人を含む。)

# 【 泥に埋まった田畠 】



その年の収入は？

# 【 断熱材からカビが発生した半壊住宅 】



町独自の支援金のみで修繕しきれないケース 70代独居女性宅

# 【孤立を生む生活橋の被害】



【新聞掲載】  
2017.1.30 岩手日報

昨年8月の台風10号豪雨災害から30日で5ヶ月。岩泉町では道路と各住家などを結ぶ生活橋の本復旧の見通しが立っていない。山間部を中心に70カ所以上あり、必要分を全て直すとしたら総額5億円以上かかる上、私道扱いのため国の激甚災害の補助対象外となるのが課題。鉄パイプを組み、木の板を渡した応急復旧の橋に頼るしかない住民たちから早い対応を望む声が上がるが、財源確保という高い壁が立ちはだかる。

豪雨災害は、山間部の沢沿いに立地する集落や民家を襲い、個人や地域で整備した生活橋が流失、損壊した。町によると、住家と道路を結ぶ橋が158、田畠などを行き来するための橋が32の計190カ所あるうち、住家63、住家以外10の計73カ所が被災した。

町は住家と道路を結んでいた橋63カ所のうち、復旧が必要な51カ所に鉄パイプと木の板の仮橋を設置。幅員約1~1・5メートルと心もとなく、床板は5年程度で腐食する可能性がある。

押し車を利用している鼠(そ)入(いり)地区の女性(82)は「大雨でまた橋が流れ心配があり、パイプの数も少なくて怖い。生活に欠かせない橋で早く復旧してもらいたい」と願う。

【写真=台風10号の豪雨災害で設置された仮橋。財源の課題があり、本復旧の見通しが立っていない=岩泉町鼠入】

# 【 岩泉よりそい・みらいネット(ケースマネジメント)】

直接住宅が被災した罹災証明証の有無に関係ない、  
被災地に暮らす人々の複雑な悩みごとや困りごと



- ・窓口相談
- ・電話相談
- ・訪問相談
- ・出張相談会

複合課題に対しては、支援計画の検討・立案、協働支援を進め、  
重層的横断的な支援体制を構築し複雑な相談に対しても  
**住居の被害の有無に関係なく広義での被災者**  
**一人ひとりが大事にされ一人ひとりの実情に合った、**  
**誰もが大事にされる支援を行う**

【岩泉よりそい・みらいネット】  
 岩手弁護士会  
 NPO(有資格者/生活相談/見守り/母子/  
 障害者/高齢者/フードバンク)  
 岩泉町役場(各担当課)  
 岩泉町社会福祉協議会

尊厳を大切に  
する質の高い  
アウトリーチ

# 岩泉

＼みらいへの一歩にともによりそう／

## よりそい・みらいネット

### 生活相談実施のお知らせ

生活相談には弁護士、社会福祉士などの専門職が対応します。

どなたでもご利用できますので、お気軽にご相談ください。



※相談は無料です。来所が困難な場合は、ご相談ください。

当日、時間に限りのある方は、あらかじめご予約下さい。（予約優先）

※時間（午前）10時00分～12時  
（午後）13時30分～15時

| 日時         | 場所 | 相談対応者   |
|------------|----|---|
| 11日<br>(金) | 午前 | 岩手弁護士会 弁護士 長谷川 優<br>NPO法人フードバンク岩手<br>事務局長 阿部 知幸<br>社会福祉士 大野 みさわ |
|            | 午後 |   |
| 18日<br>(金) | 午前 | 岩手弁護士会 弁護士 山口 研介<br>社会福祉士 大野 みさわ                                |
|            | 午後 |   |
| 25日<br>(金) | 午前 | 岩手弁護士会 弁護士 天間 正継<br>社会福祉士 大野 みさわ                                |
|            | 午後 |   |

※平成31年1月の出張相談は1月11日(金)からになります。  
年末年始の12月28日(金)から1月6日(日)まで、事務局は休みとなります。

問い合わせ (一社) 岩泉よりそい・みらいネット事務局 (大野・伊藤)  
電話: 080-2813-3881 受付時間: 午前9時～午後5時 (土日祝除く)  
Pちゃん: 22-8886 (NPO法人クエカ内)

## 【岩泉の状況】

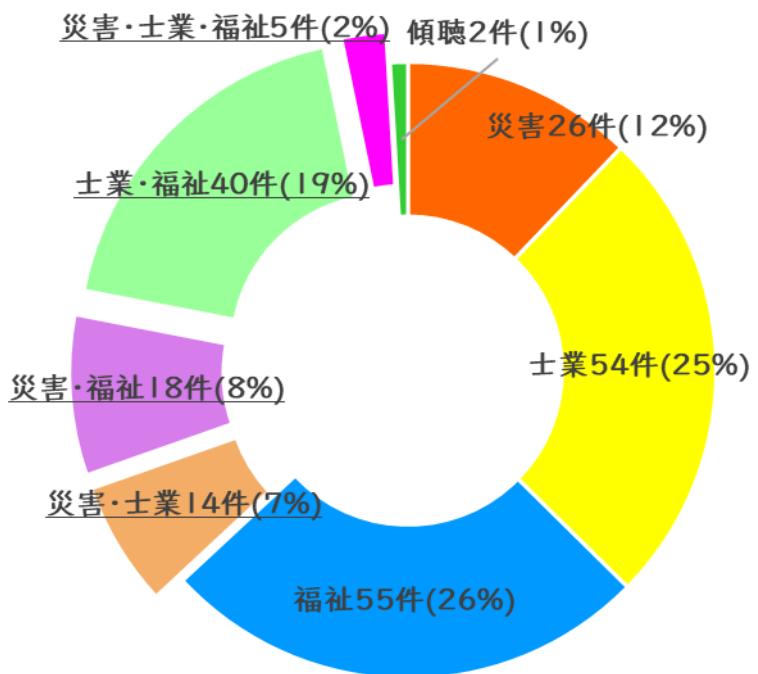
- ・4463世帯 9496人(H30.4)
- ・半壊以上940棟  
(全壊450棟 半壊490棟)

## 【実施状況 (2016.1~2018.12)】

- ・毎週金曜日 (土曜開催もあり)
- 窓口/電話/訪問/出張相談会
- ・周知方法  
(役場広報・電話型 IP端末)

# 【相談内容・種類】(3年合計)

|             | 相談内容 |    |    |          |          |          |                |    |          | 相談の数    |
|-------------|------|----|----|----------|----------|----------|----------------|----|----------|---------|
|             | 災害   | 士業 | 福祉 | 災害<br>士業 | 災害<br>福祉 | 士業<br>福祉 | 災害<br>士業<br>福祉 | 傾聴 | 年別<br>合計 |         |
| 2017年 (1年目) | 23   | 17 | 15 | 4        | 11       | 12       | 1              | 0  | 83       | 189 2.3 |
| 2018年 (2年目) | 1    | 22 | 18 | 8        | 3        | 11       | 4              | 0  | 67       | 148 2.2 |
| 2019年 (3年目) | 2    | 15 | 22 | 2        | 4        | 17       | 0              | 2  | 64       | 149 2.3 |
| 種類別合計       | 26   | 54 | 55 | 14       | 18       | 40       | 5              | 2  | 214      | 486 2.3 |



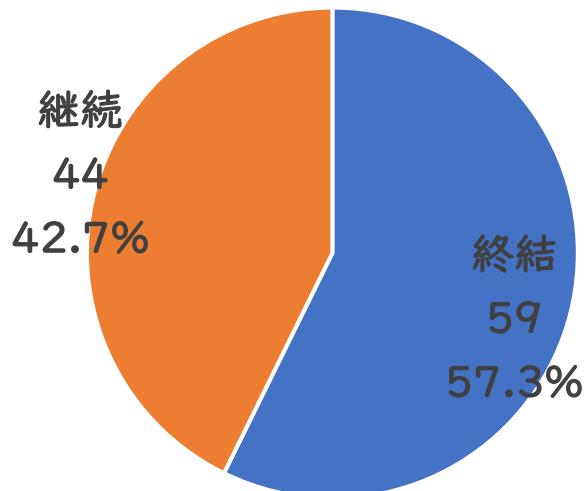
- ◆ 災害関係のみの相談は初期だけ
- ◆ 単独の相談所などではワンストップで解決出来ない事がある(特に被災者支援だけでは難しいことが多い)
- ◆ 1件あたりの相談内容は2.3種類の悩み事や困りごとがある

2017年の相談件数83件のうち住居の被害あり43件なし40件

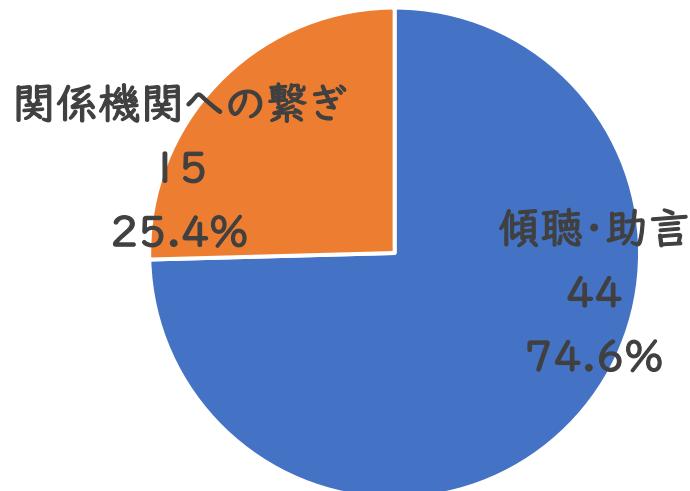
## 【 初回相談結果と解決内訳 】

- ◆相談者の約57%が初回の相談で、助言等(傾聴)により、解決(納得)し、困りごとを解決。
- ◆弁護士、生活困窮者支援(福祉士等)、被災者支援等の相談実績のある複数の専門職が関わっているため、幅広い相談ニーズへの対応が可能となった。

[ 初回相談の対応結果 ]



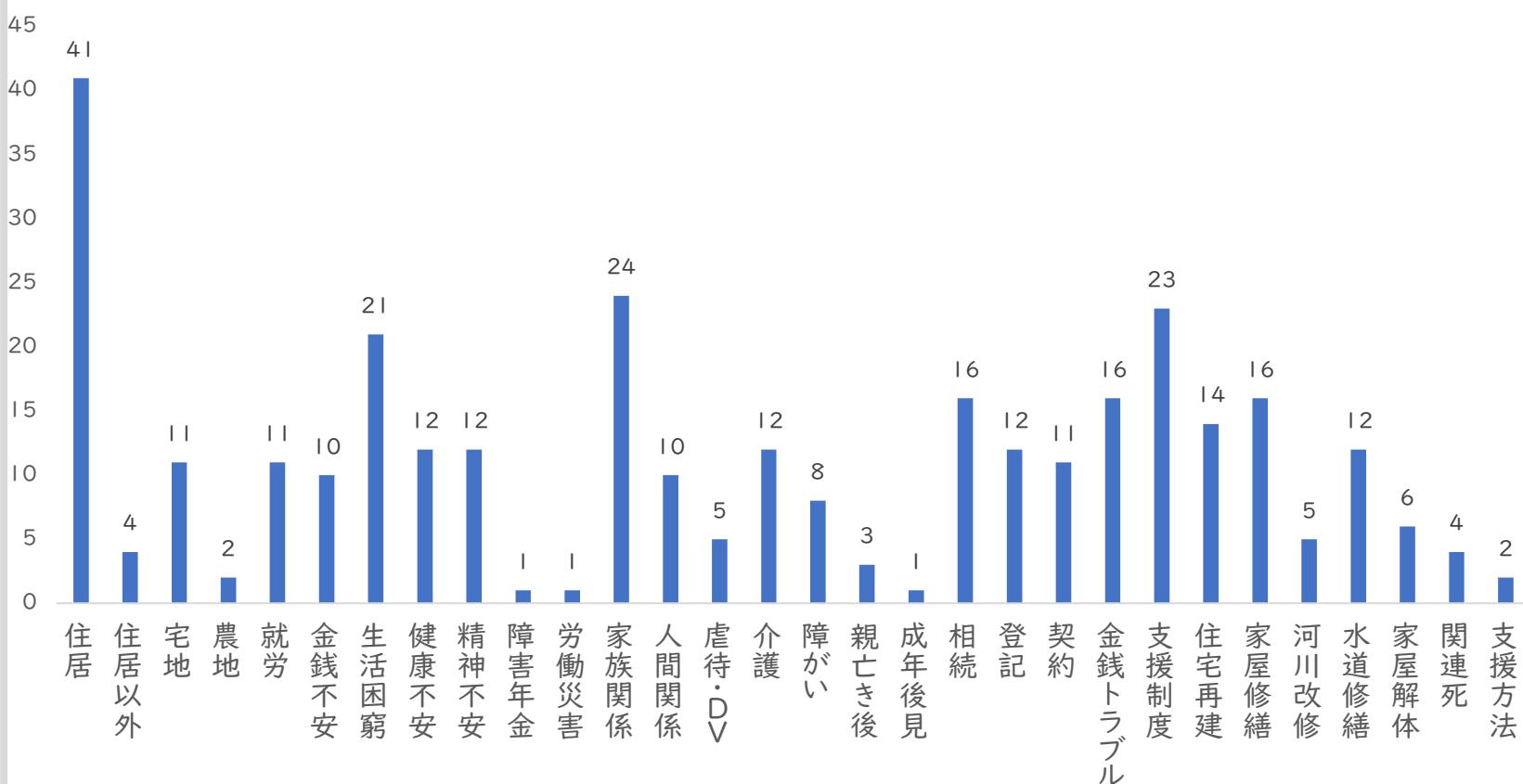
[ 初回相談で解決時の内訳 ]



# 【相談内容】

- ◆災害直後、相談件数で最も多かったのは被災に伴う住居の相談、次いで家族関係、支援制度、生活困窮も多い。
- ◆相談内容は分野を問わず、幅広く相談となった。

[岩泉よりそい・みらいネットに寄せられた相談の内容]



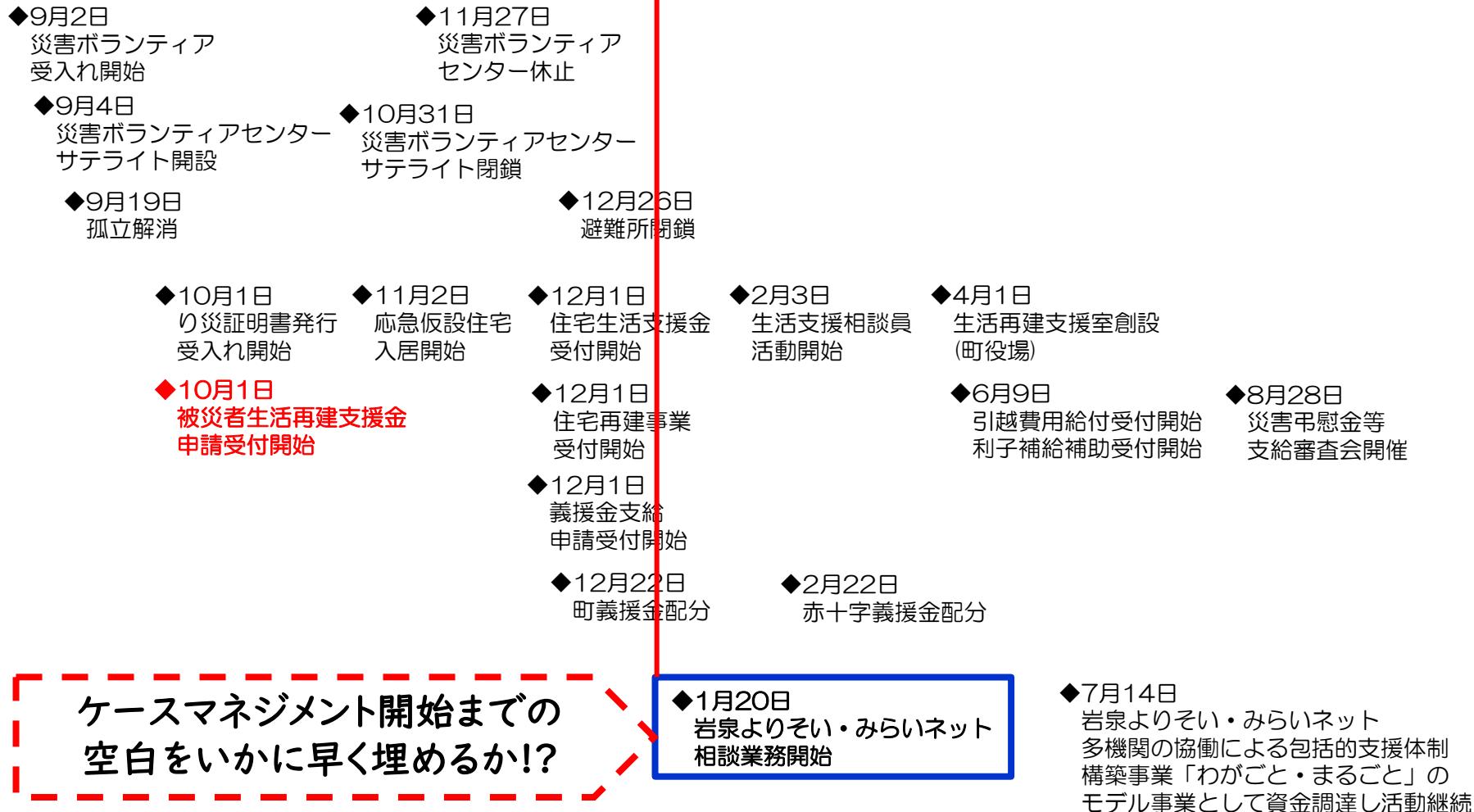
# 【修理費が足りなかつたケース】



# 【平成28年台風10号被災者支援の動きとケースマネジメント】

2015.8.30  
発災

2016.1.20  
岩泉よりそい・みらいネット開所



## 【令和7年大船渡市大規模林野火災の概要】

- ・発災：2月26日発災～3月9日鎮圧宣言～4月7日鎮火
- ・焼損面積：約3,370ヘクタール（市域の約10%）
- ・被害棟数：建物102棟、水産関連施設などを含む
- ・最大避難所数：最大12カ所
- ・避難者数：1,249人が避難所に避難（対象：4,600人）
- ・仮設住宅等整備戸数



民間アパート12世帯（盛町2世帯、大船渡町3世帯、猪川町3世帯、赤崎町4世帯）

公営住宅 県営8戸（盛町4戸、大船渡町1戸、猪川町3戸）

市営10戸（赤崎町2戸、猪川町3戸、綾里5戸）

仮設住宅（木造長屋） 蛸ノ浦7戸、綾里19戸

## 【主な経過】

|          |       |   |
|----------|-------|---|
| 2月26日(水) | 13:02 | 大船渡市赤崎町合足地区内での林野火災発生覚知  |
|          | 19:00 | 災害救助法適用決定   |
| 2月28日(金) | 18:13 | 後ノ入、大洞地域等の計415世帯947人に避難指示(避難対象1755世帯4263人に拡大)大船渡中、猪川小に避難所開設   |
| 3月3日(月)  | 14:00 | 第1回岩手県域コア会議(zoom) 参加者：岩手県社会福祉協議会・岩手県(保健福祉部地域福祉課、環境生活部若者女性協働推進室、復興防災部防災課、復興防災部復興くらし再建課)・いわてNPO災害支援ネットワーク(INDS) |
| 3月4日(火)  | 6:00  | 焼失面積約2600ダルに拡大  |
| 3月5日(水)  |       | 午前中～17:00までに17ミリの降雨   |
| 3月6日(木)  | 16:00 | 被災者生活再建支援法適用決定  |
| 3月9日(日)  | 17:00 | 大規模林野火災の鎮圧を宣言   |
| 3月21日(金) | 17:30 | 第1回災害時支援団体情報共有会議(キャッセン大船渡：参加者26名)   |
| 3月22日(土) | 10:00 | 大船渡よりそい・みらいネット相談事業をサンリア(商業施設)で開始(毎週金曜日と土曜日の10:00～15:00)   |
| 3月25日(火) |       | 政府が「激甚災害指定」を閣議決定  |
| 3月27日(木) |       | 応急仮設住宅と公営住宅の入居受け付け開始  |
| 4月7日(月)  | 17:30 | 大規模林野火災の鎮火を宣言、避難者194人(避難所58人、避難所以外136人)   |
| 5月2日(金)  | 10:00 | 大船渡よりそい・みらいネット相談事業場所を大船渡市役所市民ホールに移動(毎週金曜日10:00～15:00)   |

# 【大船渡よりそい・みらいネットの概要】

## 大船渡よりそい・みらいネット 無料相談会のお知らせ

- ・住宅再建のこと ・住宅ローン ・相続関係
- ・仕事や収入のこと ・子どもや家庭のこと  
※住宅への被害が無かった方の相談や  
その他生活相談等にも対応しています。  
(予約不要ですがお待たせする事場合もございます。)

開催日：3月22日(土曜日)

3月23日(日曜日)

3月28日(金曜日)

3月29日(土曜日)

時 間：10:00～15:00(上記4日間とも同時間です)

場 所：サン・リア 1F 多目的ルーム

(※4月以降も継続開催いたしますが会場未定のため日時が決まり次第お知らせいたします。)

相談員：弁護士、災害支援・福祉関係 NPO 職員等

問合せ電話番号：0192-47-4701(NPO 法人きょうせい大船渡)

(※大船渡よりそい・みらいネット「無料相談の件で」とお伝えください。)



相談員：平成28年台風10号豪雨災害後に設立した岩泉よりそい・みらいネットで活動したNPO職員と弁護士を中心となり13名で活動

対象者：林野火災後何かしら困りごとを抱えている人であれば誰でもOK(住家の被害の有無には関係ない)

方法：直接窓口に来てもらう、必要に応じて訪問を行なう

# 【 住宅再建に関する支援金義援金まとめ 】

| 区分       | 全壊    | 半壊  | 準半壊   | 一部損壊   |              |
|----------|-------|-----|-------|--------|--------------|
| 対象世帯数    | 55    | 5   | 9(10) | 22(27) |              |
| 1次配分基準額  | 400   | 80  | 20    | 12     |              |
| 二重被災世帯   | 100   | -   | 50    | 50     |              |
| 全壊世帯員加算  | 30×人数 | -   | -     | -      |              |
| 2次配分基準額  | 800   | 160 | 40    | 24     |              |
| 再建加算     | 300   | -   | -     | -      |              |
| 3次配分基準額  | -     | 240 | 60    | 36     |              |
| 再建加算(追加) | 55    | -   | -     | -      |              |
| 基礎支援金    | 100   | 20  | 5     | -      | 単身世帯<br>は3/4 |
| 加算支援金    | 200   | -   | -     | -      |              |
| 合計       | 1955  | 500 | 175   | 122    | 金額の単位<br>万円  |

(+世帯員加算)

# 【 大船渡林野火災での災害ケースマネジメントの効果 】

◆相談件数 54件（住家被害あり40件 被害なし14件）

- ・レッドゾーンの確認（再建方法を急かさない）
- ・支援金の対象見直し（見舞金の創設と配分先の検討）

空家等被害（新規分配）

| 建物区分         | 被害区分 | 対象   | 配分基準額 | 配分額     |
|--------------|------|------|-------|---------|
| 空家<br>(住宅)   | 全壊   | 23棟  | 50万円  | 1,150万円 |
|              | 半壊   | 1棟   | 10万円  | 10万円    |
|              | 一部損壊 | 2棟   | 3万円   | 6万円     |
| 作業所<br>倉庫畜舎等 | 全壊   | 93棟  | 20万円  | 1,860万円 |
| 合計           |      | 119棟 | —     | 3,026万円 |



## 【相談から見えたこと】

### [岩手県岩泉町豪雨災害]

初年の相談件数83件(住家被害あり43件 被害なし40件)

- ◆生活用水
- ◆生活橋の被害
- ◆応急修理制度の使用確認(ダブルチェックが必要)

### [大船渡市林野火災]

2025年10月末までの相談件数 54件(住家被害あり40件 被害なし14件)

- ◆レッドゾーンの確認
- ◆私有林の保証と責任
- ◆支援金の支援対象見直し(住家被害以外119世帯3026万円を分配)

### [その他]

- ◆二次被害(人為災害)を防ぐことができるか?(生業や生活・住宅再建に関わること)
- ◆見守りは見守りだけになっているケースがある
- ◆行政の窓口も困っていた

**災害ケースマネジメントは災害の輪郭を明確にさせる**

# 【72年ぶりの災害支援制度追加!そして制度改革】

(改正2025/5/28 施行7/1)

## (救助の種類等)

- 第四条 第二条第一項の規定による救助の種類は、次のとおりとする。

- 一 避難所及び応急仮設住宅の供与
- 二 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 四 医療及び助産
- 五 被災者の救出
- 六 福祉サービスの提供
- 七 被災した住宅の応急修理
- 八 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- 九 学用品の給与
- 十 埋葬
- 十一 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの

# 災害対策基本法等※の一部を改正する法律の概要



## 趣 旨

※災害対策基本法、災害救助法、水道法、大規模災害復興法、大規模地震対策法、内閣府設置法

令和6年能登半島地震の教訓等を踏まえ、災害対策の強化を図るため、国による支援体制の強化、福祉的支援等の充実、広域避難の円滑化、ボランティア団体との連携、防災DX・備蓄の推進、インフラ復旧・復興の迅速化等について、以下の措置を講ずる。

## 改正内容

### ①国による災害対応の強化

- 1) 国による地方公共団体に対する支援体制の強化 ★災害対策基本法
- 2) 司令塔として内閣府に「防災監」を設置★内閣府設置法

- 国は、地方公共団体に対する応援組織体制を整備・強化。
- 国は、地方公共団体からの要請を待たず、先手で支援。

### ②被災者支援の充実

#### 1) 被災者に対する福祉的支援等の充実

★災害救助法、災害対策基本法

- 高齢者等の要配慮者、在宅避難者など多様な支援ニーズに対応するため、災害救助法の救助の種類に「福祉サービスの提供」を追加し、福祉関係者との連携を強化。災害対策基本法においても「福祉サービスの提供」を明記。
- 支援につなげるための被災者、避難所の状況の把握。



車中泊への対応



高齢者等への対応

#### 2) 広域避難の円滑化 ★災害対策基本法

- 広域避難における、避難元及び避難先市町村間の情報連携の推進。
- 広域避難者に対する情報提供の充実。
- 市町村が作成する被災者台帳について、都道府県による支援を明確化。

### 3) 「被災者援護協力団体」の登録制度の創設

- 避難所の運営支援、炊き出し、被災家屋の片付け等の被災者援護に協力するNPO・ボランティア団体等について、国の登録制度を創設。
- 登録被災者援護協力団体は、市町村から、被災者等の情報の提供を受けることができる。
- 都道府県は、災害救助法が適用された場合、登録団体を救助業務に協力させることができ、この場合において実費を支弁。
- 国は、必要な場合、登録団体に協力を求めることができる。国民のボランティア活動の参加を促進。



炊き出し



被災家屋の片付け

### ③インフラ復旧・復興の迅速化

#### 1) 水道復旧の迅速化 ★水道法

- 日本下水道事業団の業務として、地方公共団体との協定に基づく水道復旧工事を追加。また、水道事業者による水道本管復旧のための土地の立入り等を可能とする。



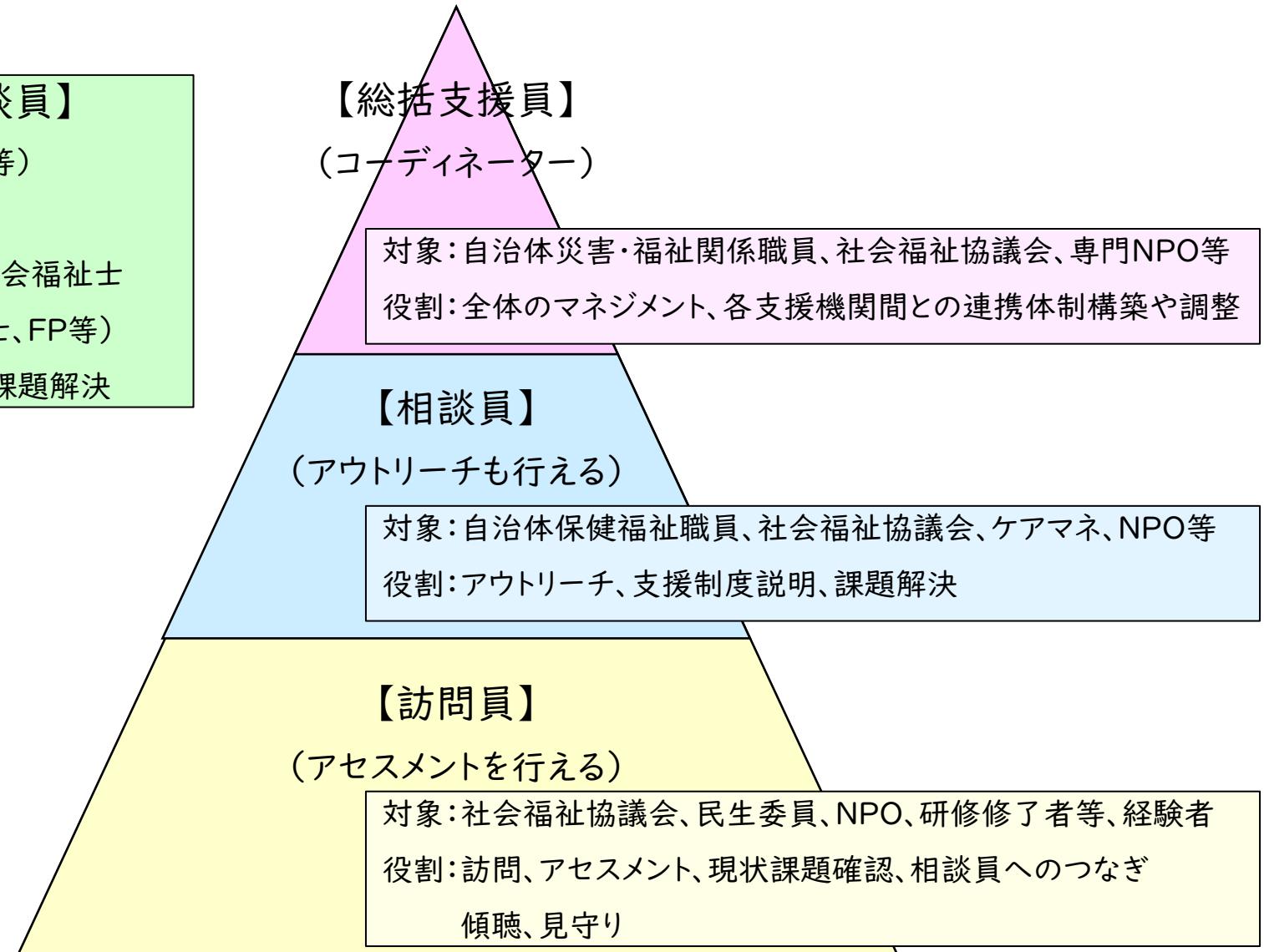
水道の復旧  
(被災した浄水場)

#### 2) 宅地の耐震化(液状化対策)の推進 ★災害対策基本法

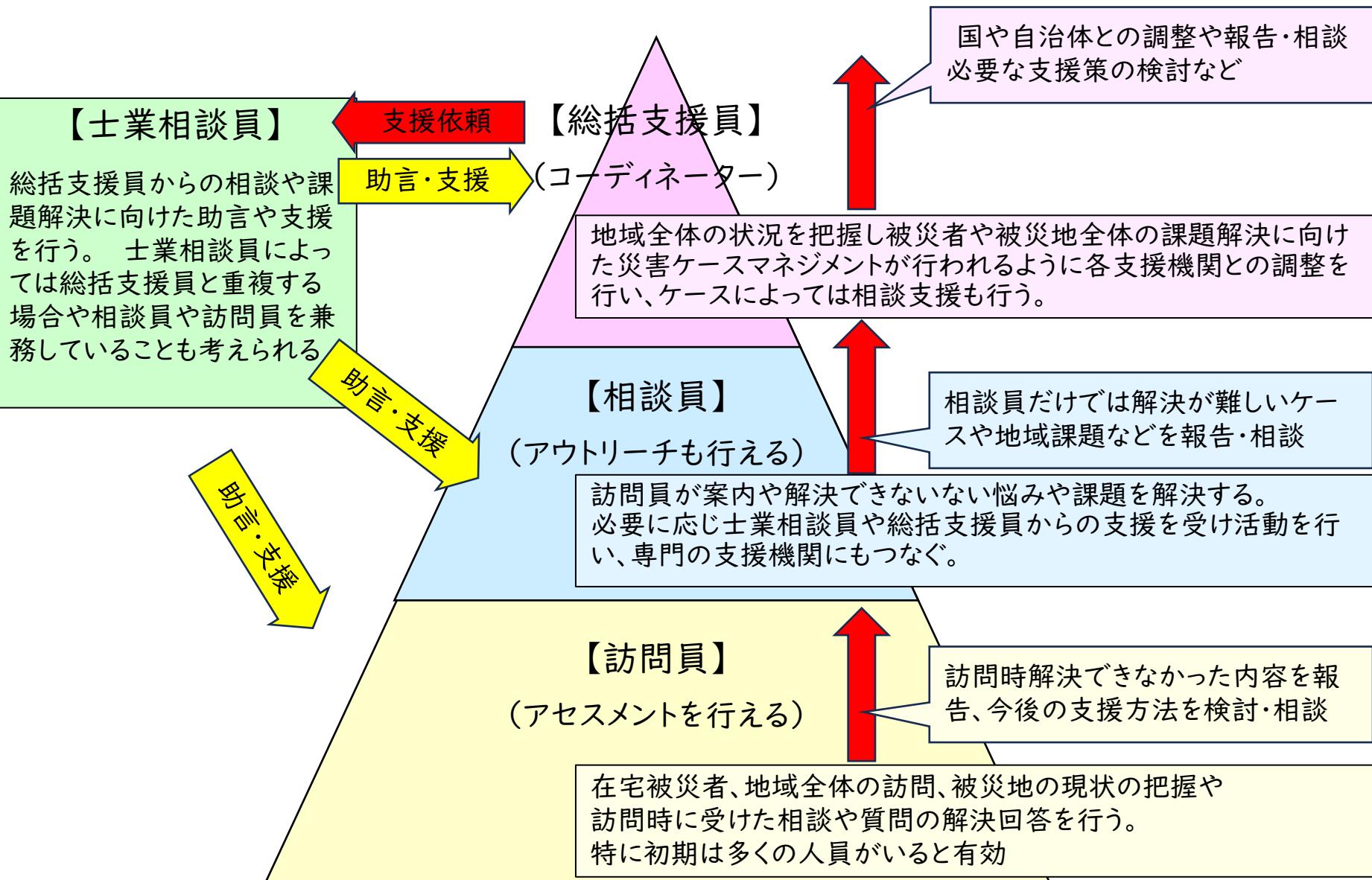
#### 3) まちの復興拠点整備のための都市計画の特例

★大規模災害復興法

# 【 災害ケースマネジメントの人材】



# 【 災害ケースマネジメントの活動と役割 】



## 【課題と今後検討していくこと】

### ◆災害ケースマネジメントを確実に実施するためには?

(いつから始めて、いつまで・どういう状況になるまで続けるか?)

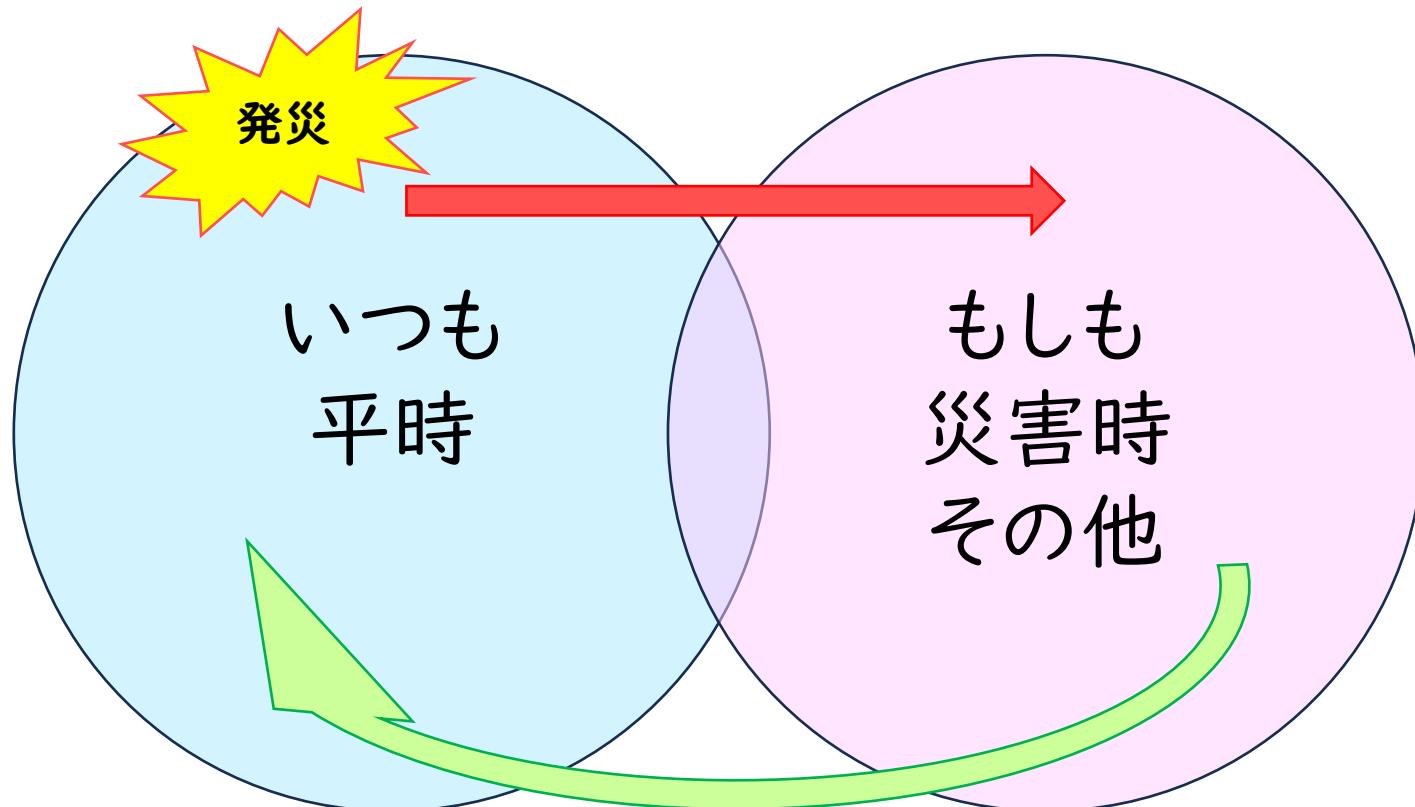
### ◆官民連携を具体的に考える

- ・こぼれ落ちる人が出ないような狭間の支援をみんなで考える
- ・できるコトできないコト / やるコトやらないコト
- ・優先順位の決定と共有
- ・役割分担(官民)
- ・人材育成(どういう人に担ってもらうか?どういう育成を行うか?)
- ・周知広報(対象と方法、災害前後)

|          | 平時                            | 緊急期・前<br>(0~48時間)           | 緊急期・後<br>(~1週間)                         | 復旧期<br>(~1・2ヶ月)                                     | 復興期<br>(~1・2年)                              | 生活再建期<br>(~5~10年)                    | 次の平時<br>(10年~) |
|----------|-------------------------------|-----------------------------|---|---|---|--------------------------------------|----------------|
| こころからだ   | 困りごとを話せる人や相談先                 | 身の安全の確保・不安                  | 不安・心配・喪失                                | 心身の健康管理   | 孤立・孤独トラウマ                                   | ひきこもり                                | ?              |
| すまい      | 避難所の確認<br>災害に強い地域や災害に対応できる住まい | 住居の被害状況<br>(なし~全壊)          | 避難所生活<br>在宅・車中・居候<br>自宅掃除               | 避難所生活<br>在宅・車中・居候<br>自宅掃除                           | 再建場所・方法<br>広域避難・みなし仮設の孤独<br>仮設の人間関係<br>自宅再建 | 災害公営住宅<br>自宅再建                       | ?              |
| くらし      | 自分に合う無理ない生活                   | 大切なモノの紛失喪失                  | 財産の喪失<br>職場や生業の喪失                       | 生活費不足<br>物資不足ミスマッチ                                  | 二重ローン・借金                                    | 災害公営住宅家賃<br>発生・借金                    | ?              |
| 人        | 困っている人によりそえる地域づくり             | 家族・知人友人の安否                  | 不安・心配・喪失・悲観                             | 避難方法による離別   | 再建方法による離別                                   | 避難の長期化による家族との離別                      | ?              |
| まち       | 災害や困難に強いまちづくり                 | インフラ不全                      | インフラ復旧                                  | インフラ復旧・回復   | まちづくり意見交換                                   | コミュニティ再生・構築                          | ?              |
| 行政<br>社協 | 災害や緊急時に強い体制づくり                | 避難所開設<br>機能不全               | 現状把握に必要な情報不足<br>食品衣類冷暖房の不足<br>外部支援対応    | 罹災証明<br>支援制度確認<br>居住解体申請<br>被災者生活再建支援制度申請<br>仮設申込   | 各種申請手続<br>広域避難対応<br>仮設閉鎖対応                  | 生活困窮<br>自死<br>広域避難支援                 | ?              |
| 支援内容     | 臨機応変に対応できる支援体制                | 支援者の安全確保<br>被災状況の把握情報・現状の発信 | 避難所運営<br>支援物資確保<br>ボランティアニーズ<br>要支援者の把握 | 見守り支援<br>手続き申請への情報提供<br>ボランティアニーズ<br>相談支援・ケーズマネジメント | ケースマネジメント<br>こころのケア<br>孤立孤独防止               | ひきこもり防止<br>まちづくり協議<br>こころのケア<br>終の棲家 | ?              |
| 支援課題     | 多様な機関や他団体等との連携                | 支援員の不足喪失                    | 地域資源の把握                                 | 人員不足  | 外部支援の減少                                     | 住民の合意                                | ?              |
| 備え       | 災害備蓄品<br>防災訓練・BCP<br>危険箇所確認   | 要支援者の把握<br>自主防災<br>避難所確認    | 衛生対策<br>避難者による支援<br>行政との連絡              | 避難所運営<br>想定避難先の確認                                   | 現状の課題と解決方法の共有<br>見守り活動                      | 見守りや支援活動の持続性                         | ?              |

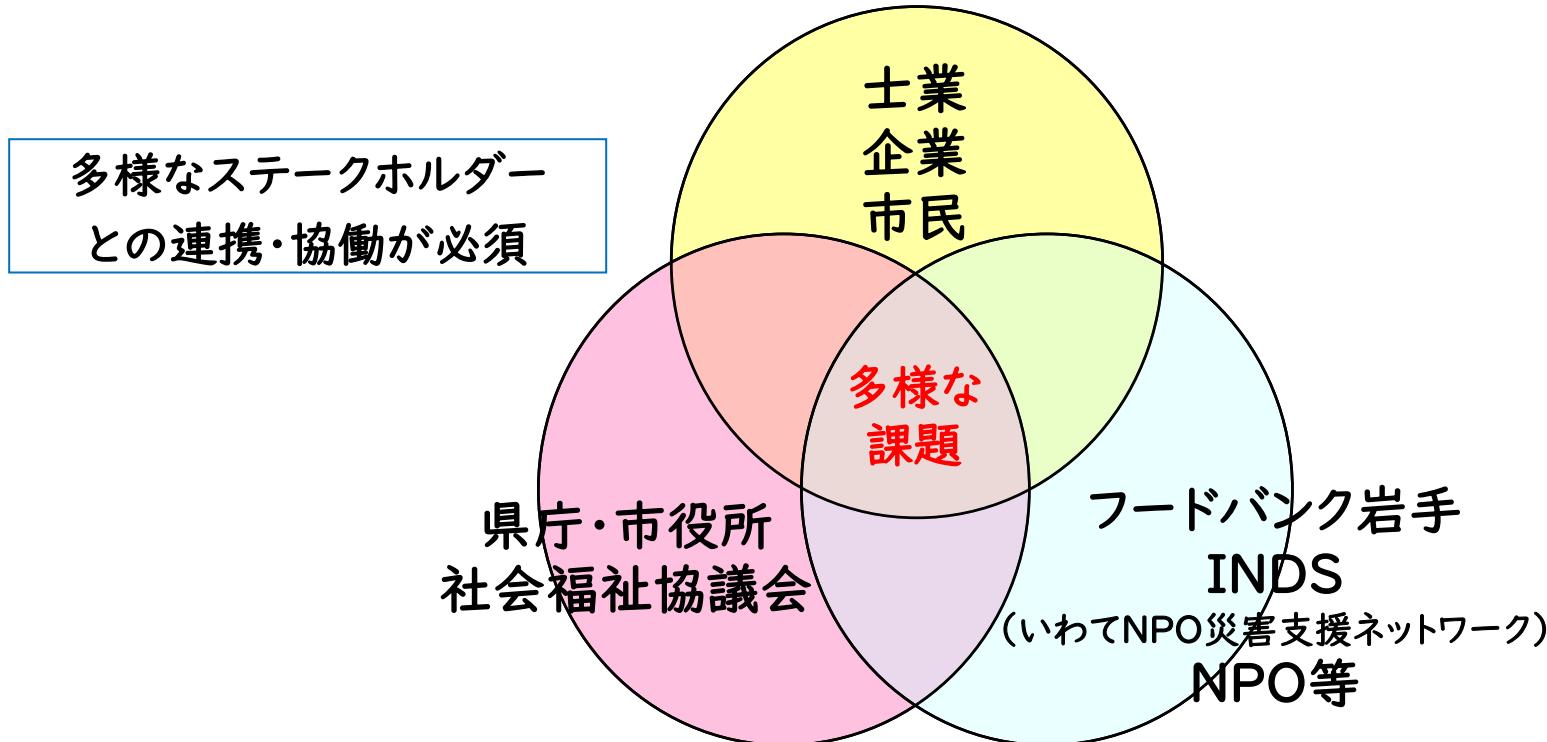
# 【フェーズフリー】

## 日常と非常を分けない備え方



## 【大切な備蓄＝繋がりの備蓄】

- ◆普段からの近所付き合いは大事（阪神・淡路大震災では倒壊した建物から救出され生き延びた人のうち80%が家族や近所の住民に、20%が消防・警察・自衛隊によって救出されたという調査結果があります。）
- ◆炊出し訓練や子ども食堂、地域のイベントや集まる機会を避難所で開催する地域や企業など多様な人たちと多くつながることもできる



# 【 少しの違いが将来大きな差を生む 】

例えばネガティブに毎日の生活をおくると…

$$\begin{array}{l} \text{365日} \\ \text{0.99の法則} \quad 0.99 = 0.03 \end{array}$$

ポジティブに毎日の生活をおくると…

$$\begin{array}{l} \text{365日} \\ \text{1.01の法則} \quad 1.01 = 37.8 \end{array}$$

「もったいない」を  
「ありがとう」に。

フードバンクの認知度100%へ

少しのつまずきで困窮する事があるなら  
やりなおすきっかけもいっぱいある  
社会や地域を。

誰もが困窮する事がありうるなら  
誰もが支援者となれる社会や地域を。

岩手や東北各地・全国の協働協力  
ボランティア経験・社会参加者率を  
向上させよう!

